

## 館山・鴨川間道路交通対策検討会規約（案）

## （名称）

第1条 本会は、館山・鴨川間道路交通対策検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 検討会は、関係機関相互の調整を図りつつ、館山市から鴨川市間の交通課題に対する検討を行うことを目的とする。

## （検討事項）

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）現道における交通状況の調査
- （2）道路交通課題の抽出、整理
- （3）道路交通対策の検討及び優先整備箇所の抽出
- （4）事業中箇所も含めた道路交通対策箇所の整備効果検証
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## （組織）

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するために各行政機関をもって組織する。

2. 検討会には会長を置き、会長は千葉県道路計画課長とする。
3. 会長に事故がある時は、会長が指名したものが、その職務を代行する。
4. 検討会の構成は、別表－1のとおりとする。  
ただし、必要に応じ、会長が指名する者を、会員として参加させることができる。

## （下部組織の設置）

第5条 会長は、必要があると認められたときには、下部組織を設置することができる。

2. 下部組織には、座長を置き、座長は、協議会に属する会員から、会長が指名する。
3. 下部組織に属すべき委員は、協議会に属する組織から座長が指名する。

(事務局)

- 第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
2. 事務局は、千葉県県土整備部道路計画課に置くものとする。

(規約の改正)

- 第7条 本規約の変更は、本協議会の議決によらなければならない。

(補則)

- 第8条 本規約に定めるものの他必要な事項は、その都度協議して定める。

付則 本規約は、平成30年1月31日から施行する。

## 館山・鴨川間道路交通対策検討会

所属	役職	備考
千葉県県土整備部 道路計画課	課長	会長
千葉県県土整備部 道路整備課	課長	
千葉県県土整備部 道路環境課	課長	
館山市	副市長	
鴨川市	副市長	
南房総市	副市長	
鋸南町	副町長	
事務局	千葉県県土整備部 道路計画課	
オブザーバー	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 副所長	